



## 秘密保護法案は憲法と相容れない

憲法第三十三条には  
ことになる。

「何人も、現行犯として逮捕される場合を除いては、権限を有する司法官憲が発し、且つ理由となつてゐる犯罪を明示する令状によらなければ、逮捕されない」とある。

「すべて刑事事件において、被告人は、公平な裁判所の迅速な公開裁判を受ける権利を有する。  
二項 刑事被告人は、すべての証人に対して審問する機会を充分に与へられ、又、公費で自己のために強制的手続により証人を求める権利を有する。」とある。

逮捕状には

例えば窃盗事件の逮捕状には「何時、何県何市何町何番地の誰々の家に忍び込み、何々を盗んだ」と犯罪事実を明示しなければならぬのだ。

もし、秘密保護法で逮捕するというなら、「どういふ秘密を誰に漏らしたか」を明示しなければならぬ。

秘密保護法では「何が秘密であるのかも秘密だから示すことは出来ない」としたら、憲法第三十三条に違反する

「何が秘密かも秘密だ」として裁判でも明らかにしない秘密保護法は、憲法に違反するのではないか。  
皆さんはどう思われますか？

あまかし

甘櫿の丘から見た大和三山 奈良県高市郡明日香村



古事記には倭建の命が「倭は国のまほろばたたなづく青垣山隠れる倭しうるはし」とうたったとある。

当時の王は山に登り「これが俺の国だ」と国見をしたと云う。

私も倭建の命にない国見をすべく大和三山に登った。しかし、どの山も山頂が木々に覆われ全く展望が利かない。困った・・・

ところが、奈良盆地の南の端には「国营飛鳥歴史公園甘櫿丘地区」として整備され展望台があった。眼前の大和三山の眺望を楽しむことが出来る。

左から畝傍山、中央にある三角おむすびのような山が耳成山、右のうねうねとしているのが天香久山だ。

昔の条里制の名残だろう。田畑は東西南北方向に碁盤の目のように区切られていた。